

東京大学（大学院法学政治学研究科法曹養成専攻〔法科大学院〕）と東京大学（法学部）との間における法曹養成連携協定

東京大学（大学院法学政治学研究科法曹養成専攻〔法科大学院〕。以下「甲」という。）と東京大学（法学部。以下「乙」という。）とは、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、甲における教育と乙における教育との円滑な接続を図るために必要な事項を定めることにより、国民及び社会に貢献する高い志と強い責任感及び倫理観を持ち、高度の専門的な能力を有する優れた法曹を養成することを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則第8条に規定する甲の東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻(専門職学位課程)
- 二 連携法曹基礎課程 東京大学法学部法科大学院進学プログラム履修規程第1条に規定する乙の東京大学法学部法科大学院進学プログラム(以下、「本法曹コース」という。)

（本法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙第1のとおり定める。

（本法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（早期卒業制度）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、本法曹コースの学生に早期卒業の機会を確保し、早期卒業を希望する学生が計画的な学修を行えるよう、適切な学習指導等を実施するための体制を整備するものとする。

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配

慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
 - 二 乙の求めに応じ、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、連携法科大学院の教員を派遣すること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。
- 3 前2項の規定は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者が、第1項各号以外の入学者選抜（一般選抜）により選抜されることを妨げない。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から10年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に10年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

- 2 甲及び乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、本協定は、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項等)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

2 本協定に定められた事項について変更の必要が生じたときは、甲及び乙は、合意により、相当な変更をすることができる。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年12月20日

甲

東京大学総長（代理人）
東京大学大学院法学政治学研究科
法曹養成専攻長

乙

東京大学総長（代理人）
東京大学法学部長

橋爪 隆

大澤 裕

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

- ①法律実務家としての基礎的能力は、必要な教養の上に成り立つことを踏まえつつ、法律実務家としての基礎的能力を獲得するために必要な専門科目を、バランス良く段階的かつ体系的に配置する。
- ②連携法科大学院における1年次の法律基本科目に相応する科目を確実に修得できるよう、必修科目を定める。
- ③法学部進学前（2年次）の専門科目における基礎的な学修内容を発展させ、かつ、3年次以降の専門科目における学修内容を深化させるために、実定法分野の演習を必修とし、段階的な学修を図る。
- ④学生が自主的な学修を行うための素地を養成することができるよう、配慮する。
- ⑤連携法科大学院において2年次以降に開講される授業科目について、その内容に応じて、先行して学修する機会を与える。
- ⑥すべての授業において透明で厳格な成績評価を行う。
- ⑦連携法科大学院との間で、不断に教育の内容や方法を検証し、教育の質の向上を図る。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期						
	後期						
前期	憲法	※1			法社会学	4	

3年		民法第1部 ※1						
		刑法第1部 ※1						
	後期	憲法	6				国際法第1部	4
		民法第1部	4				日本近代法史	2
		刑法第1部	4				政治学	4
							ヨーロッパ政治史	4
							国際政治	4
							経済学基礎	4
							統計学Ⅰ・Ⅱ	4
	前期	民法第2部	4	民法基礎演習	}	2	国際法第2部	4
		民法第4部	4	実定法分野演習		2	西洋法制史	4
		刑法第2部	4				商法第3部	4
		商法第1部	4				民事訴訟法第2部	4
		行政法第1部	4				国際私法	4
							租税法	4
							社会保障法	2
							国際ビジネス法	2
						英米法	4	
						フランス法	4	
						ドイツ法	4	
						日本政治外交史	4	
						日本政治	4	
					※2	国際政治史	4	
						比較政治Ⅱ	2	
						政治学史	4	
						会計学	2	
						財政学	4	
						金融論Ⅰ・Ⅱ	4	
						国際経済論Ⅰ・Ⅱ	4	
					特別講義	2		
					実定法分野以外の演習	2		
					リサーチペーパー	2		
期後	民法第3部	4	実定法分野演習	}	2	労働法	4	

	商法第 2 部	4		日本法制史	4
	行政法第 2 部	4		民事訴訟法第 3 部	2
	民事訴訟法第 1 部	4		知的財産法	4
	刑事訴訟法	4		国法学	4
				経済法	4
				消費者法	2
				アジア・ビジネス法	2
				ローマ法	2
				東洋法制史	2
				比較法原論	2
				中国法	2
				ロシア・旧ソ連法	2
				イスラーム法	2
				法哲学	4
				法と経済学	2
				現代政治理論	2
				行政学	4
				アメリカ政治外交史	4
				比較政治 I	4
				比較政治 III	2
				日本政治思想史	4
				アジア政治外交史	4
				労働経済 I・II	4
				生産システム I・II	4
				特別講義	2
				実定法分野以外の演習	2
				リサーチペーパー	2
合計		54		2	※3

※1 いずれも通年科目。

※2 この中から 2 単位以上の修得が必要。

※3 本法曹コース修了には卒業認定要件を満たす必要があり、卒業に必要な履修科目は、類により異なる。

卒業認定には合計 80 単位以上の修得が必要。

<別紙2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価	成績通知書の表示	評価の割合
100-90	優上	5~10%
89-80	優	30%程度(優上を含む。)
79-70	良	
69-60	可	
59-0	不可	
試験欠席・放棄	不可	

※ 評価基準及び評語の意味

優上 当該科目についてきわめて優秀な学習達成度を示している。

優 当該科目について優秀な学習達成度を示している。

良 当該科目について一応の学習達成度を示している。

可 当該科目について最低限の学習達成度を示すが、なお相当の努力を要する。

不可 当該科目についての学習達成度が著しく低い。

※ GPAの評価基準・算出方法

$$\text{GPA} = \{(\text{優上 (A+) 評価の単位数} \times 4.3) + (\text{優 (A) 評価の単位数} \times 4) + (\text{良 (B) 評価の単位数} \times 3) + (\text{可 (C) 評価の単位数} \times 2) + (\text{不可 (D) 評価の単位数} \times 0)\} \div \text{履修届出科目の総単位数}$$

<別紙3>

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

履修届出上限（キャップ）を超えて科目の履修を認める場合の要件

早期卒業予定者の認定を受けること

早期卒業予定者の認定を受けるための要件

- ・ 所定の期間内に申請をすること
- ・ 成績が次の①及び②のいずれも満たしていること
 - ①法学部の開講する授業科目（法学部専門科目）について、
教養学部前期課程在学中に26単位以上を取得していること、
申請時まで履修した法学部専門科目につき、優上（A+）または優（A）の評点を受けた科目に係る単位数が履修届出単位数の50%以上であるか、または、GPAが3.3以上であること
 - ②教養学部前期課程において開講される授業科目について、法学部進学のための要件を満たす単位を取得し、かつ、GPAが3.2以上であること
- ・ 所定の高等教育機関において学修を続けることを計画する者であること

早期卒業を認定する要件

- ・ 卒業に必要な所定の科目を履修し、その試験に合格していること
- ・ 法学部専門科目で優上（A+）または優（A）の評点を受けた科目に係る単位数が法学部における履修届出単位数の50%以上であるか、または法学部専門科目に係るGPAが3.3以上であること
- ・ 所定の高等教育機関の受入承認があること

<別紙4>

乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

5年一貫型教育選抜

①募集人数

30名（2022年度）、50名（2023年度以降）

②対象者

当該入学者選抜実施年度に乙の本法曹コースを修了予定の者

③出願要件

乙の本法曹コース登録者であり、当該年度に修了見込みであること

④合否判定の方法

本法曹コースの成績評価及び乙での学部全体の成績評価を重視し、加えて、入学願書、外国語の能力などを補足的に考慮して、選抜する。

一定の成績要件を満たす者は、原則として合格とする。

開放型選抜

①募集人数

20名（2022年度）、60名（2023年度以降）

②対象者

(1) 当該入学者選抜実施年度に乙の本法曹コースを修了予定の者、または

(2) 本協定の対象以外の法第6条第2項第1号に規定する「連携法曹基礎課程」であって、同条第1項に規定する文部科学大臣の認定を受けたもの（以下「非協定先法曹コース」という。）を、当該入学者選抜実施年度に修了予定の者

③出願要件

②(1)にあっては、乙の本法曹コース登録者であって、当該年度に修了見込みであること

②(2)にあっては、非協定先法曹コースを、当該年度に修了見込みであること

④合否判定の方法

筆記試験の成績のほか、本法曹コースの成績評価及び乙での学部全体の成績評価を勘案し、入学願書、外国語の能力などを補足的に考慮して、選抜する。